

守成クラブ東京立川会場 音楽部 規約

第1条（名称）

本部活動の名称は「守成クラブ東京立川 音楽部」とします。

第2条（目的）

本部活動は、守成クラブ東京立川会場の会員が音楽を通じて交流を深め、以下の目的をもつて活動を行います。

1. 会員同士の親睦と信頼関係の構築
2. 音楽を通じた健康増進とリフレッシュの場の提供
3. 音楽活動、懇親会を通じて会員同士のビジネスの発展

第3条（参加資格）

本部の参加資格は以下の通りとします。

- 守成クラブ東京立川会場の正会員・準会員であること
- 音楽が好き、またはこれから始めたい意思があること
- 本規約に同意し、協力的なコミュニケーションが取れること
- 守成クラブ入会予定者

※未入会者の参加は1度きりとします。

※音楽の経験・経歴は問いません。初心者歓迎とします。

第4条（禁止事項）

音楽部の健全な運営と気持ちよい交流のため、以下の行為を禁止します。

1. 公序良俗に反する行為

他の部員や施設利用者への迷惑行為、社会的に不適切と判断される行為を禁止します。

2. 協調性を欠く行動

安全面を考慮し、協調性を著しく欠く行為、または利用施設のルールに反する行為を禁止します。

3. 個人情報の取り扱い

部員の情報等は互いの了承を得て行う。

※規約違反が認められた場合、協議の上で活動参加の停止・除名の措置をとる場合があります。

※必要な対応に費用が生じた場合は、当該当事者へ実費を請求することがあります。

第5条（運営体制）

本部は、顧問および部長によって運営します。

部長は、活動企画・日程調整・連絡管理などを担当します。

必要に応じて、講演会・練習会・懇親会などを開催します。

第 6 条（改定）

本規約は、メンバーの合意に基づき、必要に応じて隨時改定するものとします。

附則

本規約は 2026 年 1 月 1 日より施行する。